

議案第34号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市長の附属機関として小田原市民間提案審査委員会及び小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会を設置する等のため改正する。

[内 容]

1 附属機関の設置（別表関係）

市長の附属機関として次の委員会を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市民間提案審査委員会	小田原市民間提案制度による事業の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	15人以内
小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会	小田原市スポーツ施設整備基本計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内

2 附属機関の廃止（別表関係）

小田原市技能者表彰審査委員会を廃止することとする。

3 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正（改正条例附則第2項関係）

(1) 新たに設置する附属機関の委員の報酬額の設定（別表第3関係）

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会の委員の報酬額を次のように定めることとする。

区 分		報 酬 日 額
小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会	委 員 長	10,800円
	副委員長	10,300円
	委 員	10,000円以内

(2) 附属機関の廃止に伴う措置（別表第3関係）

小田原市技能者表彰審査委員会の委員の報酬額に係る規定を削除することとする。

[適用]

令和 5 年 4 月 1 日